

と き 令和6年11月28日

と ころ 国保連合会10階A会議室

令和6年度

第3回

理事会

議事録

令和6年度第3回理事会

役員定数 30名【理事26名、監事4名】

- 1 開催日時 令和6年11月28日(木)
開会 午後2時00分
閉会 午後2時50分
- 2 開催会場 本会 10階A会議室
- 3 議事録署名人 議長 佐藤 広
副理事長 鵜飼 良平 (東京食品販売国民健康保険組合理事長)
- 4 出席者 理事 26名(本人5名、書面出席21名)
監事 3名(本人2名、代理出席1名)

特別区代表

山本 理事(中央区長)	書面出席	井山 保険年金課副参事
清家 理事(港区長)	書面出席	平野 国保年金課長
鈴木 理事(大田区長)	書面出席	牧井 国保年金課長
長谷部 理事(渋谷区長)	書面出席	
高際 理事(豊島区長)	書面出席	梅本 国民健康保険課長
山田 理事(北区長)	書面出席	茅根 国保年金課長
坂本 理事(板橋区長)	書面出席	浅子 国保年金課長
前川 副理事長(練馬区長)	書面出席	山崎 国保年金課長

市町村代表

高野 理事(府中市長)	書面出席	堀 保険年金課長補佐
小林 理事(小平市長)	書面出席	
池澤 理事(西東京市長)	書面出席	後藤 保険年金課長
松原 理事(狛江市長)	書面出席	加藤 保険年金課長
山崎 理事(武蔵村山市長)	書面出席	
阿部 副理事長(多摩市長)	書面出席	河島 保険年金課長
吉本 理事(檜原村長)	書面出席	
渋谷 理事(小笠原村長)	書面出席	

国民健康保険組合代表

依田 理事(全国土木建築国民健康保険組合専務理事)		
鵜飼 副理事長(東京食品販売国民健康保険組合理事長)		
鈴木 理事(東京美容国民健康保険組合理事長)	書面出席	三浦 事務局長
矢吹 理事(東京都弁護士国民健康保険組合理事長)	書面出席	伊東 副理事長
蓮沼 理事(東京都医師国民健康保険組合常務理事)	書面出席	
池田 理事(東京建設職能国民健康保険組合理事長)	書面出席	

学識経験者

佐藤 理事長
桃原 専務理事
水田 常務理事
入澤 理事 (公益財団法人特別区協議会常務理事) 書面出席

監 事

田村 監 事 (日の出町長) 監事代理 谷合 町民課長
伊賀 監 事 (東京都薬剤師国民健康保険組合理事長)
副島 常勤監事

- 5 欠 席 者 監 事 1名
酒井 監 事 (中野区長)

理 事 出 欠 表

出席者	本 人		5
	書 面	持 参	13
		郵 送	8
計 (ア)			26
欠 席 者			0
合 計 (イ)			26
出席率 (ア) / (イ)			100%
欠 員			0

目 次

	ページ
1. 開 会	1
2. 理事長挨拶	1
3. 議事録署名人指名	2
4. 議 事	
報告事項	
1 「東京都国民健康保険団体連合会事業計画及び予算に関する委 員会」の審議経過について	2
議決事項	
1 東京都国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部を改正する 規程について	3
2 東京都国民健康保険団体連合会嘱託員規程の一部を改正する規 程について	5
3 令和7年度東京都国民健康保険団体連合会事業計画の策定及び 予算編成の大綱について.....	5
5. 閉 会	15

開 会（午後 2 時00分～）

○事務局 それでは、定刻でございます。ただいまから令和 6 年度第 3 回理事会を開催いたします。

はじめに、本日の出席状況でございます。書面による参加を含めまして、理事 26 名のご出席を得ておりまして、規約第 36 条の規定による定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、次第に従いまして、佐藤理事長からご挨拶をいただき、引き続き議事進行につきましても、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

理事長挨拶

○理事長 皆様方には、ご多用の中、本理事会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、本会の事業運営に際しましては、格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして心から感謝申し上げます。

本日は、今年度第 3 回目の理事会ということで、ご審議いただきます主な事項は、令和 7 年度の事業計画及び予算編成の大綱でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

若干、本会を取り巻く状況について触れさせていただきます。ご案内のとおり、まず、審査支払機能に関する改革工程表に基づく対応につきましては、国保総合システムのクラウド化、そして、受付領域の共同利用の第 1 段階を終えまして、次の第 2 段階、審査支払領域の支払基金との共同利用に向けた検討を本格化させてまいります。

この中で、支払基金とのシステム共同利用に当たっての国保側としての対応方針案を近々取りまとめる予定となっております。これらは、今後とも安定した審査支払業務を確実に実施する上で大変重要なものでございまして、国保側に必要な機能要件等をしっかりと主張していきたいと思っております。

このほか、介護保険や後期高齢者医療、また、特定健診に関わるシステムの機器更改をこれから予定しておりますが、基幹業務であります審査支払業務の円滑な運用のため、しっかりと運用し検証を行ってまいります。

また、医療費分析など医療費適正化に関わる取組の高度化等によりまして、今まで以上

に保険者支援に取り組んでまいり所存でございます。被保険者の減少、また、医療の高度化など、国保をめぐる状況が厳しさを増す中でこれらの取組を確実に進めてまいります。

それでは、この後、提出案件につきまして事務局から説明をいたしますが、何とぞ、十分なご審議とご承認を賜りますようお願い申し上げます。私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、規約に従いまして、私が議事を進行させていただきます。ご協力のほど、よろしくお願申し上げます。

議事録署名人指名

○理事長 はじめに、本理事会の議事録についてですが、本会規約第37条に基づきまして、議事録を作成することとなっておりますので、私から議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人には、東京食品販売国民健康保険組合理事長の鶴飼良平様をお願いいたします。どうぞよろしくお願いたします。

議 事

○理事長 早速ですが、議事に入りたいと思います。恐れ入りますが、お手元の議案書の目次をお開き願います。

ご覧のとおり、報告事項が1件、議決事項が3件となりますので、報告事項から議事を進めてまいります。

はじめに、報告事項1、事業計画及び予算に関する委員会の審議経過についてを議題に供します。

本件につきましては、去る11月19日に事業計画及び予算に関する委員会が開催され、本日提案されております。議決事項3、令和7年度事業計画の策定及び予算編成の大綱についてが審議されましたので、その内容についてご報告をいただくものでございます。本日は、委員長であります練馬区の前川区長さんが書面による出席となっておりますため、委員であります本会桃原専務理事からご報告をお願いいたします。

○専務理事 去る11月19日に開催いたしました本年度第1回事業計画及び予算に関する委

員会の審議経過について、ご報告申し上げます。

事務局から提案のありました案件は、議決事項として令和7年度事業計画の策定及び予算編成の大綱でございました。こちらの提案につきまして本委員会で慎重に審議をいたしました結果、原案のとおり了承し、本理事会に提案することといたしました。

提案のありました議案の詳細につきましては、後ほど事務局から説明がございますので、どうかご審議を賜りますようお願い申し上げます。ご報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○理事長 ありがとうございます。ただいまのご報告につきましての質疑は、この後、関連の議決事項を審議する際に併せてお願いたします。

それでは、議決事項に移らせていただきます。議決事項1、職員給与規程の一部を改正する規程についてと、議決事項2、嘱託員規程の一部を改正する規程については、関連がございますので、一括して議題に供したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、この2案件を一括して議題に供します。事務局から説明いたします。よろしくお願いたします。

○事務局 議案書3ページをお願い申し上げます。議決事項1、本会職員給与規程の一部を改正する規程についてでございます。

提案の趣旨です。従来から本会職員の給与は特別区の給与に準拠しており、10月9日の特別区人事委員会勧告に基づき、本会職員給与規程を特別区に合わせ改正するものでございます。

5ページをお願いいたします。今回の改正では、令和6年度分に係る改正を第1条改正、恐れ入ります。10ページをお願いいたします。令和7年度分に係る改正を第2条改正としております。

11ページをお願いいたします。新旧対照です。上段が改正案、下段が現行です。まず、第1条の令和6年度分に係る規程の改正案について、上段の改正案の変更部分を中心にご説明いたします。下段の現行規程につきましては、適宜、ご参照いただきたく存じます。

第20条、期末手当の支給割合です。

第2項、一般職は、12月に支給する場合においては「100分の120」に、管理職は6月に支給する場合においては「100分の90」、12月に支給する場合においては「100分の100」に改定いたします。

第3項、定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の支給割合の適用です。前項の規定中、「100分の120」とあるのは「100分の70」と改定し、最後に、「100分の100」とあるのは「100分の58.75」とする一文を追加いたします。

第21条、勤勉手当の支給割合です。

第2項、一般職は「100分の122.5」に、管理職は「100分の140」に改定いたします。

第3項、定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の支給割合の適用です。「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」に改定いたします。

お戻りいただきまして、5ページをお願いいたします。別表（一）の給料表を改定いたします。初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給での給料月額を引き上げる改定でございます。別表につきましては、6ページから9ページに載せてございます。

次に、10ページをお願いいたします。第2条の令和7年度分に係る規程の改正です。

12ページをお願いいたします。新旧対照です。上段が第2条の改正案、下段が先ほど申し上げました第1条による改正後の規程案です。こちらにも上段の改正案の変更部分を中心にご説明申し上げます。

第20条、期末手当の支給割合です。

第2項、一般職は6月及び12月に支給する場合には「100分の112.5」に、管理職は6月及び12月に支給する場合には「100分の95」に改定いたします。

第3項、定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の支給割合の適用です。前項の規定において「100分の112.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の56.25」に改定いたします。

第21条、勤勉手当の支給割合です。

第2項、一般職は「100分の117.5」に、管理職は「100分の135」に改定いたします。

第3項、定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の支給割合の適用です。前項の規定中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の66.25」に改定いたします。

お戻りいただきまして、10ページをお願いいたします。附則でございます。第1項は施行期日です。この規程は、理事会の議決を得た日から施行いたします。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行いたします。

第2項は適用日です。令和6年度に係る第1条の改正規定のうち、給料表の部分につき

ましては令和6年4月1日から適用いたします。

第3項は給与の内払い、第4項は委任条項を規定してございます。

13ページから16ページには、参考として現行の給料表を載せてございます。

続きまして、議案書17ページをお願いいたします。議決事項2、本会嘱託員規程の一部を改正する規程についてでございます。

提案の趣旨です。本会職員給与規程の改正に倣い、常勤嘱託員の報酬を改定するものでございます。

19ページをお願いいたします。医師などに適用している別表（一）及び保健師などに適用している別表（二）の報酬月額表を改定いたします。別表の報酬月額表につきましては、20ページから23ページに載せてございます。

24ページをお願いいたします。附則でございます。第1項は施行期日です。この規程は、理事会の議決を得た日から施行いたします。第2項は適用日で、令和6年4月1日から適用いたします。第3項は報酬の内払い、第4項は委任条項を規定してございます。

25ページから28ページには、参考として現行の報酬月額表を載せてございます。

以上で議決事項1及び議決事項2の説明を終わります。

○理事長 事務局の説明は終わりました。ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、お諮りいたします。本案件を決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、議決事項1及び2につきましては原案どおり決定することといたします。

次に、議決事項3、令和7年度事業計画の策定及び予算編成の大綱についてを議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書をめくっていただきまして29ページをお願い申し上げます。

議決事項、令和7年度本会事業計画の策定及び予算編成の大綱について。恐れ入りますが、31ページをお願いいたします。

はじめに、I、運営方針でございます。

我が国における少子高齢化は、世界的にも類を見ない速さで進行しており、今後直面す

る超高齢社会において健康寿命の延伸を図るとともに、社会保障制度を将来にわたって持続させていくことが大きな課題となっております。

東京都における国保の被保険者数は減少していく一方、1人当たりの医療費は年々増加していることから、医療費の適正化を進め国保財政の安定化を図ることが求められております。

このような時代の変化に対応した事業運営及び持続可能な組織基盤を確立するために策定いたしました「TKR—Vision～組織成長戦略～」に基づき、掲げた目標の達成に向けた戦略を推進していきます。

最重要事項であります「審査支払機能に関する改革工程表」への対応では、社会保険診療報酬支払基金との審査領域等の共同利用の円滑な実施に向け、共同利用機能の共同開発の準備を進めていきます。

また、本会のノウハウやデータを活用した医療費分析を行うなど、医療費適正化に係る取組のさらなる深化や高度化により、保険者支援を強化いたします。

次に、令和7年度の主な事業計画ですが、診療報酬等審査支払事業については、全国の国保診療報酬審査委員会と連携の下、審査基準の統一化を推進し、審査の充実・強化と診療報酬等の適正な支払いを実施いたします。

保険者事務共同処理事業については、保険者の負担軽減となる各種事務等を実施するとともに、オンライン資格確認等システムを活用した電子資格確認等事務について、国民健康保険中央会と連携し円滑な運用を図ってまいります。

保健事業については、保健事業支援・評価委員会において、保険者が策定されるデータヘルス計画に基づく取組を支援、評価いたします。また、国保データベース（KDB）システム等を活用した健診・医療費分析情報の提供等を通じて、保険者の医療費適正化に向けた取組等を支援してまいります。

介護保険事業及び障害者総合支援給付等事業については、令和7年5月から本稼働する次期システムを安定稼働させるとともに、確実に実施いたします。また、介護給付適正化事業の充実・強化を図り、介護保険者等を支援し、介護サービス利用者等からの苦情処理業務についても適切に対応してまいります。

32ページをお願いいたします。Ⅱ、事業計画でございます。ただいまの運営方針に基づき、以下の事業を行ってまいります。

第1、総会・役員会の開催でございます。

第2、国保制度の改善と財政強化のための国等に対する各種活動を行ってまいります。

第3、保険者等との連絡、調整では、各種連絡協議会への参加や講習会等を開催いたします。

また、第4、保健事業から第7、広報活動までの事業を実施いたします。

33ページをお願いいたします。第8、医療保険に関する事業から、第13、障害者総合支援給付等に関する事業までを実施いたします。

34ページをお願いいたします。第14、措置費支払代行に関する事業から、第17、I S O / I E C 27001認証の維持・継続、これらの事業を実施してまいります。

35ページ以降のⅢ、基礎数値（推計）につきましては、この後、経理課長から令和7年度の各会計予算概要の中で主な数値を説明申し上げます。

以上で事業計画の説明を終わります。

○事務局 引き続き、令和7年度予算案の概要をご説明申し上げます。

議案書の35ページから52ページにかけて、基礎数値の推計や一般会計をはじめ、各特別会計予算の概要を載せてございますが、これらの内容を集約いたしましたものを資料1として配布してございます。こちらの資料の説明をもって議案書の説明にしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

今回お示しする予算案につきましては、次年度の大綱予算として、負担金及び手数料等を財源とした一般会計並びに各特別会計業務勘定となります。医療機関への診療報酬等の支払いに関する支払勘定などにつきましては、来年2月の本理事会でお示しいたします。

それでは、資料1、右上の12-1をご説明申し上げます。令和7年度予算（大綱）の概要でございます。

はじめの二重丸です。本会の事業計画を踏まえた健全な財政運営を基本に、物価高騰等の社会情勢に対応しつつ、以下の取組を推進することを主なポイントとして予算編成をいたしました。

主な事項でございますが、大きく2つ、まず1といたしまして、事業計画運営方針関係、2としまして、安定的な事業運営を持続させるための取組です。

1の事業計画運営方針関係でございますが、その下、(1)で本会が推進をいたしますTKR—Visionへの対応、続きまして、(2)としてデータを活用した医療費分析への対応、(3)審査基準の統一化への対応、こうしたことについて事業計画に基づき予算を編成してございます。

(1)のTKR—Visionの中にはア、イ、ウがございますが、その中のアを主たるものとしてご説明申し上げます。こちらは、審査領域共同開発・共同利用、そして国保総合システム最適化に向けた影響調査等としているものでございます。この影響調査等は、共同開発や国保総合システムの最適化によって、システム構成の変更や運用方法などに変更が生じた場合、変更後においてもシステムの安定的な運用を継続させるため、本会の国保総合システム等の運用設計や外付システム改修の影響調査を詳細に実施する経費となります。

経費の算出に当たっては、過去のシステム更改における影響調査の対応工数などの実績を参考に積算してございます。

なお、今取り上げたア以外と、また、その下の(2)、(3)を含めたそのほかの記載項目につきましても、予算大綱として経費を見込むものではございますが、現在積算中の事業もあり、今後の積算結果に基づきまして来年2月にご説明をする本予算には経費の変動が見込まれるものでございます。大変恐縮でございますが、ご理解賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、2といたしまして、安定的な事業運営を持続させるための取組でございます。

(1)基幹システムのシステム更改対応として、後期高齢者医療請求支払システム、特定健診等データ管理システム、介護及び障害の審査支払等システムの更改を行うことを予定してございます。

その経費といたしまして、後期の請求支払いで7億1,300万円、特定健診のシステムで7億3,200万円、介護と障害は合わせて7,700万円を予算編成しております。

介護、障害のシステムは次年度の5月を本稼働と予定し、現在、更改作業に取り組んでおりまして、次年度予算規模としましては他のシステム更改経費よりも小さなものとなっております。

その下、(2)では、手数料の改定として、措置費支払代行事務の手数料を改定するものでございます。措置費のシステムは今年の9月にクラウド環境へ移行し、システム更改が完了しているところでございます。次回のシステム更改は令和13年に迎える予定としておりまして、現時点の推計により見込む経費の財源を計画的に確保いたしまして、安定的な事業運営を持続させるため手数料の見直しを行いたいといったものでございます。

なお、本手数料の改定にあたりまして、本会から、いわゆる措置費に関する主管課長会議で説明を行いました。特段のご意見などなく、各ブロックでの説明を終えております。

続きまして、下の表でございます。次年度予算の一般会計及び特別会計業務勘定の合計額を載せてございます。全体での増減率は、前年度比で4.31%の増となります。内訳などは、この後のページで各会計をご説明申し上げたいと存じます。

では、次ページ、12-2をお願いいたします。

1、被保険者数及び手数料件数（推計）です。本ページにつきましては、(1)に国保及び後期高齢者医療の被保険者数の推計を、(2)には審査支払手数料等件数を載せてございます。

(1)被保険者数の国民健康保険被保険者数ですが、昨今の適用拡大、団塊世代の後期高齢者医療の移行などによる被保険者数の減を踏まえ、次年度の令和7年度の合計を279万7,000人と見込み、前年度から7万5,000人の減として、また、率といたしましては2.61%の減を見込んでおります。

(2)審査支払手数料等件数ですが、国民健康保険医療の国保は、被保険者数減の推移を踏まえ、約5,450万件としたところでございます。前年度比で1.15%の減と見込んでおります。

その下に記載しております国保の公費につきましては、僅かながらではありますが、増加を見込んでございます。これは高校生や義務教育就学児などへの医療費助成を中心に増加が見込まれる公費がございまして、6万件弱増えるとした見込みをしたところでございます。

後期高齢者医療や介護保険などは、件数が伸びている傾向に従い記載の推計をいたしました。

続きまして、12-3ページをお願いいたします。

2、職員の人件費及び定数です。

(1)人件費の積算基礎は、特別区人事委員会勧告による給与改定に準じ、給料表を本会に置き換えて積算しております。今年度の本会給与改定見込率は2.45%、令和7年度は0%で見込み、期末勤勉手当は4.85か月分を積算してございます。

(2)職員定数につきましては、昨年の令和5年度に決めました本会職員定数マネジメントポリシーに基づき、職員定数合計を395人から7人減の388人としております。国保の審査支払で5人、また、後期高齢者医療で2人、合計7人の減としております。

続きまして、12-4ページをお願いいたします。

3、積立金を処分して対応する事項であります。こちらの表につきましては、縦軸に各

積立資産とその会計を、横軸には積立資産の処分目的について載せております。

まず、財政安定積立金からですが、手数料等軽減を目的に、健診と介護の合計で1億4,400万円を計上しております。

次に、システム機器更改及びシステム改修です。上から3枠目、減価償却引当資産を各会計の合計として約14億2,600万円を計上しております。

その下、電算処理システム導入作業経費積立資産を約7億7,500万円計上しております。

冒頭に申しあげました各基幹システムのシステム更改財源であると同時に、本会独自システムであるOCRシステムのサーバー更改も予定しており、その財源を含めたものとなっております。

次に、積立資産洗い替え方式対応として、財政調整基金積立資産及びICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の管理方法であります毎年度の積み直しに伴い、一度、当該積立資産にある残額を全額取り崩すものです。

洗い替え方式については、令和6年度の税制改正にて、積立資産の積立上限額撤廃を受け、洗い替え方式は任意となりました。そのため、それぞれの積立資産において、現在、当方式の継続あるいは変更といった検討を行っており、結果は2月の本予算に反映していきたいと考えております。今回の大綱予算では、従前どおりの洗い替え方式による処分を前提とした内容にしております。

次に、退職手当金財源として、退職給付引当資産から3億200万円の処分を予定しており、令和7年度はその内訳として20名と推計をしております。

次のページ、12-5をお願いいたします。

4、負担金及び手数料ですが、ここでは主な項目を記載しております。冒頭でご説明した一番下の14番目に記載の措置費支払代行手数料を572円70銭に見直しをしておりますが、そのほかの手数料等は令和6年度から変更はございません。恐れ入りますが、後ほどご覧いただきたく存じます。

次のページ、12-6をお願いいたします。

5、各会計の予算でございます。主な項目をご説明申し上げます。

はじめに、(1)一般会計です。歳入の一番上、負担金は約2億9,000万円、本会会員負担金規程に基づき、今年の令和6年度から8年度までの3年間を同額とさせていただきましたため、次年度の7年度も同じ2億9,000万円となります。

続きまして、歳出です。総務費の給与費に、職員17人分の給料、職員手当を約1億

3,100万円計上しております。以降、各特別会計の給与費につきましては、12-3ページに記載の職員定数分を計上してございますので、以降の説明は割愛させていただきます。

事業費のKDB経費、対前年度約3,000万円の増は、KDBシステム用の端末の更改などの対応によるものです。

続きまして、退職金特別会計操出金には、この先、5年間の定年退職者に対する退職手当金の5分の1相当額を毎年度積み立てるものでございます。令和7年度の本会全体での積立額は2,000万円を試算しており、事務費会計で按分した結果、一般会計の負担額は89万8,000円であります。

一般会計の予算総額は、歳入、歳出の合計欄約8億100万円、対前年度比で9.61%の増でございます。

次のページ、12-7をお願いいたします。

(2)診療報酬等審査支払特別会計業務勘定の①国民健康保険です。歳入、1段目の審査支払手数料では、先ほど手数料等を件数としてご説明申し上げましたが、被保険者数の減少要素を考慮し、対前年度約3,700万円の減を見込んでおります。

中段からやや下でございます都支出金の上段の都補助金につきまして、都内在住被保険者分を対象に、単価補助として交付されている審査支払事業に対する補助金ですが、こちらも件数の減少要素を考慮し、約10億3,200万円を見込んでございます。

続きまして、歳出です。総務費の2段目、次期国保総合システム導入管理費は、令和6年3月からの次期国保総合システムの本稼働において、システム切替以降に係る運用保守の体制強化や各種本番検証作業の終了により、次年度の令和7年度はなくなるものでございます。

その2段下のその他総務費では、OCRシステムの更改経費などにより対前年度約1億7,800万円の増を見込んでおります。

合計欄、国保分の予算総額は約91億7,100万円、前年度比2.66%の増でございます。

次のページ、12-8をお願いいたします。

②公費負担医療です。

歳入です。次年度の令和7年度は、風しん対策事務費と新型コロナウイルスワクチン接種事務費が、本会の取扱いが終了することによりなくなります。

歳出に関しましては、風しん対策に限り最終処理月の決定額通知の送付業務などの一部業務が次年度をまたぐ関係で、およそ100万円ほどの予算を見込んでおります。

公費負担医療の歳入歳出予算総額は約22億7,200万円、対前年度約7,300万円の減を見込んでおります。

このページの中段からやや下に、③として、国保・公費負担医療を合わせた業務勘定の合計を記載してございます。予算総額は約114億4,300万円、前年度比で1.46%の増でございます。

続きまして、(3)後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定の後期高齢者医療です。歳入1段目の審査支払手数料では、対前年度約6,700万円の増を見込んでおります。

上から3段目、広域連合事務委託金は約31億500万円、対前年度約7億4,800万円の減を見込んでおります。これは後期高齢者医療広域連合のシステムであります広域連合電算処理システムのシステムバージョンアップに伴う必要作業が、本年度と比べて減る見込みであることなどが主な理由となります。

その1段下でございます財政調整基金積立資産等繰入金は、後期高齢者医療請求支払システムの機器更改経費ほか、各種システム改修費を含む約21億9,200万円を計上し、対前年度約13億1,300万円の増となります。

次のページ、12-9をお願いいたします。

歳出、総務費2段目の次期国保総合システム導入管理費については、国保の業務勘定でご説明したとおり、運用保守の体制強化や各種本番検証作業の終了によりなくなるものです。

後期の合計、令和7年度は約101億7,600万円、前年度比4.96%の増でございます。

次に、公費負担医療は、総額約1億9,800万円を計上し、このページの一番下でございます後期分と公費負担医療分を合わせた③後期高齢者医療業務勘定合計の予算総額は約103億7,400万円、前年度比で4.52%の増でございます。

次のページ、12-10をお願いいたします。

(4)特定健診等事業関係業務特別会計業務勘定の①国民健康保険です。

歳入では、特定健康診査等負担金に約2億7,700万円、被保険者数の減少による影響から、対前年度1,100万円の減を見込んでございます。

真ん中にごございます財政調整基金積立資産等繰入金ですが、減価償却引当資産などを処分して機器更改の経費に充てる予定です。率としては509.77%の増となっております。

歳出では、システム機器更改経費として5億3,000万円を国保として予算編成しております。

下に記載があります②後期高齢者医療の歳出でございますが、総務費のシステム機器更改費に2億200万円を計上しております。

国保分と後期分を合わせた最下段③特定健診等業務勘定合計の予算総額は、約14億9,400万円、対前年度比で86.33%の増を見込んでございます。

次のページ、12-11をお願いいたします。

(5)介護保険事業関係業務特別会計業務勘定です。歳入では、1段目の審査支払手数料等で、対前年度約8,900万円の増を見込み、上から4段目の都支出金は苦情処理業務に係る経費に対する補助金で、今年度と同額を見込んでおります。

歳出では、総務費のシステム機器更改費に6,700万円を計上し、対前年度2億900万円の減を見込んでおります。

予算総額は約21億2,100万円、対前年度比9.38%の減でございます。

続きまして、(6)障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定です。歳入では、1段目の給付費等審査支払手数料で対前年度約2,200万円の増、また、一般会計繰入金は積立資産を取り崩した受け先となるものでございますが、システム更改が縮小することなどにより見込む必要がなくなりましたため、次年度は特に見込まない予算を編成しております。

歳出では、総務費のシステム機器更改費で1,000万円計上していますが、対前年度では3,500万円の減を見込んでおります。

合計欄の予算総額は約4億2,600万円、対前年度比8.75%の減でございます。

次のページ、12-12をお願いいたします。

(7)措置費支払代行業務特別会計業務勘定です。歳入では、冒頭でご説明を申し上げましたとおり、措置費支払代行手数料の変更を予定しております。そのため、措置費支払代行手数料を次年度は約4,100万円を見込み、約600万円の増を見込んでおります。

措置費支払代行特別会計は、国で定めた特別会計ではないことから、システム機器更改の財源を毎年本会計の中で繰越処理をしております。

洗い替え方式にて少々触れました令和6年度税制改正におきまして、国が定める特別会計以外でも積立資産の設置が認められることとなったところでございます。

本日お示ししております大綱予算では、積立資産を設置前とした予算で編成しておりますが、来年2月にご提示する本予算においては積立資産を設置し、当該積立資産への積立を反映する形にしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたく、よろしく願いいたします。

資料の記載内容に戻りまして、合計欄の予算総額でございますが、約5,000万円、前年度比19.95%の減を見込んでおります。

続きまして、本日お手元に配布いたしました資料2をお願いいたします。表題は「令和7年度予算（案）一般会計及び各特別会計業務勘定 合計」として、経費を主な区分にまとめ集計したものでございます。後ほど参考としてご覧いただきたく存じます。

大変恐縮でございます。議案書へお戻りいただきまして、議案書の53ページでございます。この53ページから57ページにかけて負担金、手数料等の一覧表を、また、58ページ以降に各種事業に係る手数料等件数の推移を載せてございます。こちらも後ほどご覧いただきたく存じます。

以上で議決事項3、事業計画の策定及び予算編成の大綱について説明を終わります。

○理事長 事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、お諮りをいたします。本案件を決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、議決事項の3につきましては原案どおり決定することといたします。

議決事項は全て終了いたしました。

税制改正における対応につきまして、事務局から説明がございます。お願いいたします。

○事務局 ここで少しお時間を頂戴いたしまして、机上に配布しております「追加資料」、令和6年度の税制改正における国保連合会の対応等について触れさせていただきます。

まず、令和6年度の税制改正における国保連合会の対応等については、本年7月31日開催の通常総会におきましてご説明いたしましたが、本日はそのときの資料を別紙として2枚目につけておりますので、ご覧願います。

概要を申し上げますと、「令和6年度の税制改正」により、積立資産に設けられていた上限額等の制約が撤廃され、大規模なシステム開発に要する財源が積立可能な仕組みとなりました。

また、厚生労働省から、税制改正の詳細は追って示す旨、周知され、国保連合会における主たる変更予定内容としては、四角の中に記載の3点、「一部を除く積立資産の積立上限の撤廃」、「手数料は実費弁償方式での算定方式が継続され、積立てに当たっては、積

立計画を作成して厚生労働省に提出」、「連合会が行う事業の収益事業、非収益事業の明確な切り分けを行い、収益事業は特別会計を別途設置」について、保険者の皆様への直接的な影響はないものと考えているとご説明いたしました。

次に、追加資料の1枚目をお願いします。11月現在の状況ですが、資料中段の四角囲みの下、「先般」と記載している部分からご説明いたします。

上記3点に係る詳細が厚生労働省保険局長通知等により示され、記載のとおりに変更されていることを確認いたしました。3点目に記載の収益事業、非収益事業の明確な切り分けを行うことに関しては、本会が保険者等からの委託を受けて実施する請負業は収益事業には該当しないと見込んでおります。

ただし、非収益事業であることを厚生労働大臣に証明していただく必要があるため、厚生労働省への諸手続を年内までに行う予定でございます。また、本手続において、本会から保険者の皆様にお願ひする事項は特段ございません。

今後の対応につきましては、令和7年2月に予定している理事会・通常総会におきまして、本税制改正を踏まえた規程の改正など、適切に対応してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○理事長 事務局の説明が終わりました。何かご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

閉 会 (～午後2時50分)

○理事長 それでは、以上をもちまして、本日提案の議題は全て終了いたしました。理事の皆様には慎重なご審議とご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして閉会とさせていただきます。どうもご苦勞さまでございました。ありがとうございました。